

○厚生労働省令第十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四十四条第三項、第五十一条の一二十三第一項及び第二項並びに第八十四条第二項並びに社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第二百八十五号）第一条第三号の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年一月二十五日

厚生労働大臣　武見　敬三

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令

（社会福祉法施行規則の一部改正）

第一条　社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>（令第一條第三号に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス事業）</p> <p>第一条 社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号。以下「令」という。）第一條第三号に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス事業は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十三項に規定する就労移行支援又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第六条の十第一項第一号に規定する就労継続支援A型に係る障害福祉サービス事業</p> <p>二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練又は同条第十四項に規定する就労継続支援（前号に掲げるものを除く。）（以下「生活介護等」と総称する。）に係る障害福祉サービス事業であつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第二百七十四条）第三十七条（同令第五十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）及び第五十七条第一項の離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めるものにおいて実施されるもの</p>	<p>（令第一條第二号に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス事業）</p> <p>第一条 社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号。以下「令」という。）第一條第二号に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス事業は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第六条の十第一項第一号に規定する就労継続支援A型に係る障害福祉サービス事業</p> <p>二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援（前号に掲げるものを除く。）（以下「生活介護等」と総称する。）に係る障害福祉サービス事業であつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第二百七十四条）第三十七条（同令第五十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）及び第五十七条第一項並びに第八十九条第二項の離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めるものにおいて実施されるもの</p>

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第二条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

		改 正 前	改 正 後
		(趣旨)	(趣旨)
第一条	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第四十四条第三項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。	第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第四十四条第三項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。	第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第四十四条第三項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。
一 法第四十四条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)にあつては、指定都市又は中核市。以下この条、第二十九条及び第三十三条において同じ。)が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第四条、第五条、第五条の二第二項、第二十六条第六項、第二十七条第三項及び第四十条第一項の規定による基準	一 法第四十四条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第四条、第五条、第五条の二第二項、第二十六条第六項、第二十七条第三項及び第四十条第一項の規定による基準	一 法第四十四条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第四条、第五条、第五条の二第二項、第二十六条第六項、第二十七条第三項及び第四十条第一項の規定による基準	一 法第四十四条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)にあつては、指定都市又は中核市。以下この条、第二十九条及び第三十三条において同じ。)が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第四条、第五条、第五条の二第二項、第二十六条第六項、第二十七条第三項及び第四十条第一項の規定による基準
二 (略)	三 法第四十四条第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第七条、第九条、第二十四条の二、第二十四条の三、第二十六条第七項、第二十七条第四項、第二十九条、第三十八条、第四十二条の二、第四十五条第二項、第四十六条、第四十八条、第四十九条、第五十四条及び第五十四条の二の規定による基準	二 (略)	三 法第四十四条第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第七条、第九条、第二十六条第七項、第二十七条第四項、第二十九条、第三十八条、第四十二条の二、第四十五条第二項、第四十八条、第四十九条、第五十四条及び第五十四条の二の規定による基準
四 準 準 (略)	(略)	四 (略)	(略)
2 ・ 3 (略)	(指定障害者支援施設等の一般原則)	2 ・ 3 (略)	(指定障害者支援施設等の一般原則)

4|

指定障害者支援施設等は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。

5| 指定障害者支援施設等は、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならぬ。

(従業者の員数)

第四条 指定障害者支援施設等に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

#### 一 生活介護を行う場合

イ 生活介護を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚

士及び生活支援員

(1) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(1)及び(2)に掲げる数を合計した数以上とする。

(2) (1)・(2) (略)

(新設)

(従業者の員数)

第四条 指定障害者支援施設等に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

#### 一 生活介護を行う場合

イ 生活介護を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支

援員

(1) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(1)及び(2)に掲げる数を合計した数以上とする。

(2) (1)・(2) (略)

(三) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するため防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

(四) (略)

(3) (略)

(略)

ハ イ(2)の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

ニ・ホ (略)

二 自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。）第六条の六第一号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）を行う場合イ 自立訓練（機能訓練）を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

(1) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数を六で除した数以上とする。

(2) (略)

(3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、一以上とする。

(4) (略)

口 (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(三) 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

(四) (略)

(3) (略)

(略)

ハ イ(2)の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

ニ・ホ (略)

二 自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。）第六条の六第一号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）を行う場合イ 自立訓練（機能訓練）を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

(1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

口 (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

ハ イ(1)の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

二〇へ (略)

三〇六 (略)  
2・3 (略)

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第二十二条 (略)

2| 指定障害者支援施設等は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。  
3|・4| (略)

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第二十三条 (略)

2| サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、第二十四条の三第一項の地域移行等意向確認担当者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。  
3| アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定すること

ハ イ(1)の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

二〇へ (略)

三〇六 (略)  
2・3 (略)

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第二十二条 (略)

(新設)

2|・3| (略)

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第二十三条 (略)

2| サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。  
い、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

(新設)

に困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

4|  
5|

(略)

6| サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等（地域移行等意向確認担当者を含む。））を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

7| サービス管理責任者は、第五項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

8| サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者及び当該利用者に対して指定計画相談支援（法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。）を行う者に交付しなければならない。

9|  
10|

(略)

11| 第二項から第八項までの規定は、第九項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第二十四条  
(略)

2| サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

5| サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6| サービス管理責任者は、第四項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

7| サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。

8|  
9|

(略)

10| 第二項から第七項までの規定は、第八項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第二十四条  
(新設)  
(略)

(地域との連携等)

第二十四条の二 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流を図らなければならない。

2| 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

3| 指定障害者支援施設等は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設等を見学する機会を設けなければならない。

4| 指定障害者支援施設等は、第二項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5| 前三項の規定は、指定障害者支援施設等がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事（指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長）が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

第二十四条の三 指定障害者支援施設等は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用

(新設)

者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第二十三条第六項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たつては、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

（協力医療機関等）

第四十六条 （略）

3| 2

（略）  
指定位障害者支援施設等は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第二百四十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4| 指定位障害者支援施設等は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければな

（協力医療機関等）

第四十六条 （略）

2

（略）  
（新設）

（新設）

らない。

(苦情解決)

第五十二条 (略)

2・3 (略)

4 指定障害者支援施設等は、その提供した施設障害福祉サービスに關し、法第十二条第二項の規定により都道府県知事が行う報告にあつては、指定都市の市長が行う報告若しくは施設障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に關して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

5・7 (略)

第五十二条 削除

(苦情解決)

第五十二条 (略)

2・3 (略)

4 指定障害者支援施設等は、その提供した施設障害福祉サービスに關し、法第十二条第二項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは施設障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に關して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

5・7 (略)

(地域との連携等)

第五十三条 指定障害者支援施設等は、その運営に當たつては、地域住民又はその自發的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第三条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十七号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

		改 正 後	改 正 前
		(趣旨)	(趣旨)
第一条	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第八十四条第二項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。	第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第八十四条第二項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。	第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第八十四条第二項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。
一・二	(略)	一・二 (略)	一・二 (略)
三	法第八十四条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十九条の二、第十九条の三、第二十一条第七項、第二十二条第四項、第二十四条、第三十二条第四項、第三十三条、第三十五条の二、第三十七条第二項、第三十八条から第四十条まで、第四十三条及び第四十三条の二の規定による基準	法第八十四条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第二十一条第七項、第二十二条第四項、第二十四条、第三十三条、第三十五条の二、第三十七条第二項、第三十九条、第四十条、第四十三条及び第四十三条の二の規定による基準	法第八十四条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第二十一条第七項、第二十二条第四項、第二十四条、第三十三条、第三十五条の二、第三十七条第二項、第三十九条、第四十条、第四十三条及び第四十三条の二の規定による基準
四・五	(略)	四・五 (略)	四・五 (略)
	(障害者支援施設の一般原則)	(障害者支援施設の一般原則)	(障害者支援施設の一般原則)
第三条	(略)	第三条 (略)	第三条 (略)
2・3	(略)	2・3 (新設)	2・3 (新設)
4	障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿つて地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。	障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の希望に沿つて地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。	障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の希望に沿つて地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。
5	障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等(法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。)の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮し	障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等(法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。)の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮し	障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等(法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。)の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮し

つつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

(構造設備)

第四条 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事（指定都市及び中核市にあつては、指定都市又は中核市の市長。**第十九条の二**において同じ。）が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての障害者支援施設の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

1～3 (略)

(職員の配置の基準)

第十一条 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

1 (略)

二 生活介護を行う場合

イ 生活介護を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

(一) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で

(構造設備)

第四条 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事（指定都市及び中核市にあつては、指定都市又は中核市の市長）が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての障害者支援施設の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

1～3 (略)

(職員の配置の基準)

第十一条 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

1 (略)

二 生活介護を行う場合

イ 生活介護を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

(一) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で

勤換算方法で、(1)及び(2)に掲げる数を合計した数以上とする。

(1)・(2) (略)

(3) (2) (略)

(4) (2) (略)

(3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

(4) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(3) (略)

(4) (略)

ハ イ(2)の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

ニ・ホ (略)

### 三 自立訓練（機能訓練）を行う場合

イ 自立訓練（機能訓練）を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

(1) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。

(2) (略)

(3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、一以上とする。

(4) (略)

、(1)及び(2)に掲げる数を合計した数以上とする。

(1)・(2) (略)

(3) (2) (略)

(4) (2) (略)

(3) 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

(4) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(3) (略)

(4) (略)

ハ イ(2)の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

ニ・ホ (略)

### 三 自立訓練（機能訓練）を行う場合

イ 自立訓練（機能訓練）を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 看護職員、理学療法士、作業療法士及び生活支援員

(1) 看護職員、理学療法士、作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。

(2) (略)

(3) 理学療法士又は作業療法士の数は、一以上とする。

(4) (略)

口

(略)

ハ イ(1)の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

ニ～ヘ (略)

四～七 (略)

2～4 (略)

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第十七条 (略)

2 障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

3・4 (略)

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第十八条 (略)

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で適切な支援内容の検討をしなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、第十九条の三第一項の地域移行等意向確認担当者（以下「地域移行等意向確認担当者」といふ。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

口

(略)

ハ イ(1)の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

ニ～ヘ (略)

四～七 (略)

2～4 (略)

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第十七条 (略)

(新設)

2・3 (略)

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第十八条 (略)

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むができるよう支援する上で適切な支援内容の検討をしなければならない。

3| アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定すること

に困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

4| 4・5| (略)

6| サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等（地域移行等意向確認担当者を含む。））を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

7| サービス管理責任者は、第五項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

8| サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者及び当該利用者に対して指定計画相談支援（法第五十二条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。）を行う者に交付しなければならない。

9| 9・10| (略)

11| 第二項から第八項までの規定は、第九項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第十九条 (略)

2| サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が

(新設)

5| 3・4| (略)

6| サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

7| サービス管理責任者は、第四項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

8| サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。

9| 8・9| (略)

10| 第二項から第七項までの規定は、第八項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第十九条 (略)

(新設)

行われるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

**第十九条の二** 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流を図らなければならぬ。

2| 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

3| 障害者支援施設は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。

4| 障害者支援施設は、第二項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5| 前三項の規定は、障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

**第十九条の三** 障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等

(新設)

「（）」を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告す

るとともに、当該内容を第十八条第六項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たつては、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

（協力医療機関等）

第三十八条 （略）

（略）

3 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告す

るとともに、当該内容を第十八条第六項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

（協力医療機関等）

第三十八条 （略）

（略）

（新設）

3 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告す

るとともに、当該内容を第十八条第六項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

（新設）

4 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告す

るとともに、当該内容を第十八条第六項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

（新設）

第四十二条

削除

(地域との連携等)

第四十二条 障害者支援施設は、その運営に当たつては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正）

第四条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

		改 正 後	改 正 前
		(指定地域移行支援の具体的取扱方針)	(指定地域移行支援の具体的取扱方針)
第十九条	指定地域移行支援の方針は、第二条に規定する基本方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。	第十九条 指定地域移行支援の方針は、第二条に規定する基本方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。	
一(略)		一(略)	
四	指定地域移行支援の提供に当たつては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するものとする。	四 指定地域移行支援の提供に当たつては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するものとする。	
五	(略)	五 (略)	
	(地域移行支援計画の作成等)	(地域移行支援計画の作成等)	
第二十条	(略)	第二十条 (略)	
2	指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画の作成に当たつては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この条及び第四十二条において「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援するまでの適切な支援内容の検討をしなければならない。	2 指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画の作成に当たつては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この条及び第四十二条において「アセスメント」という。）を行い、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援するまでの適切な支援内容の検討をしなければならない。	
3	指定地域移行支援従事者は、アセスメントに当たつては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。	3 (新設)	
4 ・ 5	(略)	4 (略)	
6	指定地域移行支援従事者は、計画作成会議（地域移行支援計画の作成に当たり、利用者及び当該利用者に係る障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等又は刑事施設等における担当者等を招集して行う	5 3 ・ 4 (略)	

集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（第三十条第三項第一号及び第三十六条の二第一号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。第三十二条第三項において同じ。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、地域移行支援計画の原案の内容について意見を求めなければならない。

（略）

8| 7| 指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画を作成した際には、当該地域移行支援計画を利用者及び当該利用者に対して指定

計画相談支援（法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。）を行う者に交付しなければならない。

（略）

10| 9| 第二項から第八項までの規定は、前項に規定する地域移行支援計画の変更について準用する。

（指定地域定着支援の具体的取扱方針）

第四十一条 指定地域定着支援の方針は、第三十九条に規定する基本方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。

一（略）

四 指定地域定着支援の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するものとする。

五 （略）  
（地域定着支援台帳の作成等）

第四十二条 （略）

2 指定地域定着支援従事者は、地域定着支援台帳の作成に当たつては、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、適切な方法によりアセスメントを行わなければならない。

3 （略）

会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（第三十条第三項第一号及び第三十六条の二第一号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。第三十二条第三項において同じ。）を開催し、地域移行支援計画の原案の内容について意見を求めなければならない。

（略）

7| 6| 指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画を作成した際には、当該地域移行支援計画を利用者に交付しなければならない。

（略）

9| 8| 第二項から第七項までの規定は、前項に規定する地域移行支援計画の変更について準用する。

（指定地域定着支援の具体的取扱方針）

第四十一条 指定地域定着支援の方針は、第三十九条に規定する基本方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。

一（略）

（新設）

四 （略）  
（地域定着支援台帳の作成等）

第四十二条 （略）

2 指定地域定着支援従事者は、地域定着支援台帳の作成に当たつては、適切な方法によりアセスメントを行わなければならない。

3 （略）

4| 指定地域定着支援従事者は、アセスメントに当たつては、利用

者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意  
思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断  
能力等について丁寧に把握しなければならない。

5| (略)

6| 第二項から第四項までの規定は、前項に規定する地域定着支援  
台帳の変更について準用する。

(新設)

5| 4| (略)

第二項及び第三項の規定は、前項に規定する地域定着支援台帳  
の変更について準用する。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

### (経過措置)

第二条 この省令の施行の日から令和七年三月三十一日までの間、第二条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（次項において「新指定障害者支援施設基準」という。）第二十四条の二の規定の適用について、同条第二項及び第三項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第四項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

2 この省令の施行の日から令和八年三月三十一日までの間、新指定障害者支援施設基準第二十四条の三の規定の適用については、同条第一項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第二項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

3 この省令の施行の日から令和七年三月三十一日までの間、第三条の規定による改正後の障害者の日常生活

活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（次項において「新障害者支援施設基準」という。）第十九条の二の規定の適用については、同条第二項及び第三項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第四項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

4 この省令の施行の日から令和八年三月三十一日までの間、新障害者支援施設基準第十九条の三の規定の適用については、同条第一項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第二項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。